

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年3月6日現在

\*4.1 南相馬市(平成24年3月20日付け指令により設立された被災困難区域に限る)、川俣町(山本屋の区域に限る)、富岡町、大熊町、羽生町、浪江町、葛尾村(平成25年3月7日付け指令により設立された被災困難区域に限る)、新地村

\*2 南相馬市に平成24年3月30日付け指標により設置された備蓄避難区域に限る。、川俣町(山度付の区域に限る)、高岡町(入船付、从原付)、浪江町(高岡付)、平成25年3月/4月付指標により設置された備蓄避難区域に限る)、飯豊村(大船町(平成24年3月10日付け指標により設置された備蓄避難区域に限る)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指標により設置された備蓄避難区域に限る))。

（）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。）、東川町、飯塚町（平成16年7月1日付の指示により設置された帰還困難区域に限る。）、東峰町（平成16年7月1日付の指示により設置された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。）

<sup>34</sup> 福島県庁・農林省、福島第一原電発電所から半径2キロメートル圏内を「区域を除く」、川内村(福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内を「区域を除く」)、常磐町(常葉山山根並に「市内」)、有林町(森林管理課班至251林班の一部)、252林班、253林班の一部、255林班から270林班まで、303林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原電発電所から半径2キロメートル圏内の「区域を除く」)、南相馬市(福島第一原電発電所から半径2キロメートル圏内の「区域を除く」)。

内に限る。)に限る。(ア)伊田村(山原町山野川に限る。)及び保原町村(山原町内、久保田、今井田、中西郡、山野川、河原田、東深町、西深町及び東田(限る。))及び保原町村(山原町内、前田、樋井、梅木、子方下及び桙原に限る。)に限る。(イ)本村(妻川町大間・大澤・清水、清水・水沢、松平・久保・保原・里ヶ丘・山ノ口・宝木沢、宝石及び上ノ台を除く。)に限る。(ウ)石臼村・上原保原村・上原山村・旧手白山及び富野町(妻川町八幡に限る。)の区域に限る。(エ)本松市(流川村、荒川村及び米阪に限る。)の区域に限る。

る。)、旧下村、今小浜村、旧坂村、旧佐野村、旧沢尻村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧本町村(東和町)の区域に限る。)、宮本市(旧白岩村)と旧木曾川村(白坂村)及び旧本町村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧唯合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須川町(西蔵谷村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧坂本村の区域に限る。)、三春町(旧沢尻村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

（但し、小川、行方不明者、行方不明者の親類等）と、出山田町の庄内川河口付近の区域を除く。但し、庄内川河口付近の区域を除く。

に限る。)、伊豆市(白旗本村、白旗沢村、白旗山田村、白旗山内村及び白旗町の区域に限る。)、下市町(郡上庄地区の内別所林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、入玉村(旧玉井村の区域に限る。)、川内村及び飯能村(長泥及びに村内国林班、林管署は2304林班と2305林班及び2310林班から2312林班までを除く東北に限る。)

※5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)。

難波区域へ区隔するに限る。」大和町(平成24年1月30日付け指針により既定された被廃困難区域を除く「区域に限る。」)、双葉町(平成25年5月7日付け指針により既定された被廃困難区域を除く「区域に限る。」)、浪江町(平成25年5月7日付け指針により既定された被廃困難区域を除く「区域に限る。」)、いわき市(平成25年5月7日付け指針により既定された被廃困難区域を除く「区域に限る。」)及び飯野町(平成26年6月15日付け指針により既定された被廃困難区域を除く「区域に限る。」)

候区域に限る)。(市川村(平成24年3月30日付)指小により設置されている施設制限区域及び近隣指小解説書該区域に限る)、(高尾村(平成25年3月7日付)指小により設置され近隣区域を除く区域に限る)。及び飯詫村(平成24年6月15日付)指小により設置され近隣区域を除く区域に限る)。

\*6 福島県相馬市（平成24年3月30日付付け指示）により設定された居住制限区域、城ヶ島及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成25年5月7日付付け指示）により設定された居住制限区域、城ヶ島及び避難指示解除準備区域に限る。）、木村町（平成24年11月20日付付け指示）により設定された居住制限区域、城ヶ島及び避難指示解除準備区域に限る。）、伊達町（平成25年5月7日付付け指示）により設定された居住制限区域、城ヶ島及び避難指示解除準備区域に限る。）、浪江町（平成24年11月20日付付け指示）により設定された居住制限区域、城ヶ島及び避難指示解除準備区域に限る。）、東松島町（平成25年5月7日付付け指示）により設定された居住制限区域、城ヶ島及び避難指示解除準備区域に限る。）、

された施設団地区域を除く区域に限る。」 大船町平成24年11月30日付け指示により設定された施設団地区域を除く区域に限る。」 江波町 平成25年3月7日付指示により既設された施設団地区域を除く区域に限る。」 内川町 平成24年3月30日付け指示により既設された施設団地区域を除く区域に限る。」 菊尾町 平成25年3月10日付け指示により既設された施設団地区域を除く区域に限る。」 および飯坂町 平成24年6月15日付け指示により既設された施設団地区域を除く区域に限る。」

\*7 保育園未収容者(平成26年3月10日付け指⽰)により設立された「居住制限区域」及び「避難指⽰解除準備区域」に限る。) 川俣町(平成26年9月7日付け指⽰)により設立された「居住制限区域」及び「避難指⽰解除準備区域」に限る。) 桜井町、富岡町(平成25年2月7日付け指⽰)により設立された「居住制限区域」及び「避難指⽰解除準備区域」に限る。)

※福島県高崎市平成24年3月30日付け「指示により設定された施設開拓区域及び避難所開拓区域に関するもの」、川俣町平成25年3月7日付け「指示により設定された施設開拓区域及び避難所開拓区域に関するもの」、猪苗代町平成24年11月1日付け「指示により設定された施設開拓区域及び避難所開拓区域に関するもの」、大熊町平成24年11月1日付け「指示により設定された施設開拓区域及び避難所開拓区域に関するもの」、双葉町平成25年6月1日付け「指示により設定された施設開拓区域及び避難所開拓区域に関するもの」、浪江町平成25年3月7日付け「指示により設定された施設開拓区域及び避難所開拓区域に関するもの」。

拂還困難区域を除く区域に限る)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された拂還困難区域を除く区域に限る)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された拂還困難区域を除く区域に限る)。

\*6 福島県南相馬市平成24年3月10日付け指示により設定された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町 平成25年3月7日付け指示により設定された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町 平成25年3月7日付け指示により設定された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に限る。)、大熊町 平成24年3月10日付け指示により設定された避難困難区域又は区域に限る。)、双葉町 平成25年3月7日付け指示により設定された避難困難区域又は区域に限る。)、浪江町 平成25年3月7日付け指示により設定された避難困難区域又は区域に限る。)

域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、萬尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯塚村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

\*9 ウミタナゴ、カサゴ、キツネメバル、クロダイ、サクラマス、シロメバル、スズキ、ヌマガレイ、ムラソイ、ビノスガイ

※11 福島市、二本松市、伊達市、宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年3月6日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、角田市、東松島市、蔵王町、村田町、丸森町、富谷市 仙台市、氣仙沼市、名取市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、川崎町、大和町、大衡村、阿波町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬峰町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサンテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	氣仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金堀橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く) 茨城町
	タケノコ	北茨城市、鉾田市、大洗町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

\*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等: 平成30年3月6日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年3月6日現在

福島県		出荷制限
	<b>H23.3.21~: 下記の地域以外</b>	
	H23.3.21~4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町	
	H23.3.21~4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、須賀川市、田村市(旧駒ヶ根村の区域を除く。)、三春町、小野町、磐石町、石川町、浅川町、平田村、古瀬町、白河町、矢吹町、西郷町、鮫川村、塙町、矢祭町、いわき市	
	H23.3.21~4.21解除: 相馬市、新潟市	
	H23.3.21~5.1解除: 南相馬市(福島市のうち、烏町、舟町、大川町、川子町及び塙崎町を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)	
原乳	H23.3.21~5.8解除: 高倉市七曲、原町区高倉字森原、原町区高倉字大森、原町区馬場字横山、原町区馬場字横谷、原町区片倉字牛津及び原町区大原字牛田の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
	H23.3.21~10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄町、猪苗代村、只見町、北塙原村、西会津町、津波坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、鶴来町、玉川町、広野町、相馬葉(東京電力(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)、南相馬市(平成30年3月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、川内村(東京電力(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)、葛尾村(平成30年3月1日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。))	
ホウレンソウ、カキナ	<b>H23.3.21~: 下記の地域以外</b>	
	H23.3.21~5.4解除: 白河町、猪苗代町、矢吹町、磐石町、泉崎町、中島町、鮫川村	
	H23.3.21~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村	
	H23.3.21~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森原、原町区片倉字牛津及び原町区大原字牛田の区域を除く。)	
	H23.3.21~6.1解除: 那部町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鶴来町、石川町、浅川町、三春町、小野町、玉来町、玉川町、平田村	
	H23.3.21~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.21~6.29解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
	H23.3.21~H23.3.29解除: 稲葉町、白河町、猪苗代町、喜多方市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
	H23.3.21~H27.1.19解除: 稲葉町、白河町、猪苗代町、喜多方市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)	
	H23.3.21~H23.3.17解除: 南相馬市(平成30年4月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成30年1月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、鶴来村(平成25年3月1日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.21~H23.3.14解除: 霧岡町(平成30年4月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成30年1月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)	
魚抱性球茎類(ハクサンショウブ、モミヅサ等)	<b>H23.3.21~: 下記の地域以外</b>	
	H23.3.21~4.15解除: 白河町、猪苗代町、矢吹町、磐石町、泉崎町、中島町、鮫川村	
	H23.3.21~4.22解除: 喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村	
	H23.3.21~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森原、原町区片倉字牛津及び原町区大原字牛田の区域を除く。)	
	H23.3.21~6.1解除: 那部町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鶴来町、石川町、浅川町、三春町、小野町、玉来町、玉川町、平田村	
	H23.3.21~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.21~H23.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
	H23.3.21~H23.3.17解除: 南相馬市(平成30年4月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成30年1月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、鶴来村(平成25年3月1日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)	
その他すべて	H23.3.21~H23.3.14解除: 霧岡町(平成30年4月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成30年1月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、鶴来村(平成25年3月7日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)	
結球性菜葉類(キャベツ等)	<b>H23.3.21~: 下記の地域以外</b>	
	H23.3.21~4.27解除: 喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村	
	H23.3.21~5.4解除: 那部町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鶴来町、石川町、浅川町、三春町、小野町、玉来町、玉川町、平田村	
	H23.3.21~5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.21~H23.3.11解除: 那部町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鶴来町、石川町、浅川町、三春町、小野町、玉来町、玉川町、平田村	
	H23.3.21~H23.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
	H23.3.21~H23.3.17解除: 南相馬市(平成30年4月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成30年1月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、鶴来村(平成25年3月1日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.21~H23.3.14解除: 霧岡町(平成30年4月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成30年1月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、鶴来村(平成25年3月7日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)	
アブラナ科の花茎類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<b>H23.3.21~: 下記の地域以外</b>	
	H23.3.21~4.27解除: 白河町、猪苗代町、磐石町、先島町、塙町、西郷町、泉崎町、中島町、鮫川村	
	H23.3.21~5.4解除: 那部町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鶴来町、石川町、浅川町、三春町、小野町、玉来町、玉川町、平田村	
	H23.3.21~5.11解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村	
	H23.3.21~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森原、原町区片倉字牛津及び原町区大原字牛田の区域を除く。)	
	H23.3.21~10.26解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
	H23.3.21~H23.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)	
	H23.3.21~H27.2.19解除: 稲葉町、白河町、猪苗代町、喜多方市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)	
	H23.3.21~H28.3.17解除: 霧岡町(平成30年4月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成30年1月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、鶴来村(平成25年3月1日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.21~H29.3.14解除: 霧岡町(平成30年4月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成30年1月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、鶴来村(平成25年3月7日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)	
肝属類	<b>H23.3.21~: 下記の地域以外</b>	
	H23.3.21~4.27解除: 喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村	
	H23.3.21~5.4解除: 那部町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鶴来町、石川町、浅川町、三春町、小野町、玉来町、玉川町、平田村	
	H23.3.21~5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.21~H23.3.11解除: 那部町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鶴来町、石川町、浅川町、三春町、小野町、玉来町、玉川町、平田村	
	H23.3.21~H23.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)	
	H23.3.21~H23.3.17解除: 南相馬市(平成30年4月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成30年1月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、鶴来村(平成25年3月1日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)	
カブ	<b>H23.3.21~: 下記の地域以外</b>	
	H23.3.21~4.27解除: 白河町、猪苗代町、磐石町、先島町、塙町、西郷町、泉崎町、中島町、鮫川村	
	H23.3.21~5.4解除: 那部町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鶴来町、石川町、浅川町、三春町、小野町、玉来町、玉川町、平田村	
	H23.3.21~5.11解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村	
	H23.3.21~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森原、原町区片倉字牛津及び原町区大原字牛田の区域を除く。)	
	H23.3.21~11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
	H23.3.21~H23.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)	
	H23.3.21~H27.2.18解除: 稲葉町、白河町、猪苗代町、喜多方市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)	
	H23.3.21~H28.3.17解除: 霧岡町(平成30年4月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成30年1月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、鶴来村(平成25年3月1日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.21~H29.3.14解除: 霧岡町(平成30年4月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成30年1月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、鶴来村(平成25年3月7日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)	
原木シタケ(露地栽培)	<b>H23.3.19~H23.7.11~解説: 伊達市(ただし、他の定められた管理計画に基づき管理される原木シタケ(後段記載の対象から除く。))</b>	
	H23.3.19~H23.7.11~解説: 伊達市(ただし、他の定められた管理計画に基づき管理される原木シタケ(後段記載の対象から除く。))	
原木シタケ(施設栽培)	<b>H23.3.19~H23.7.18~解説: 伊達市(ただし、他の定められた管理計画に基づき管理される原木シタケ(後段記載の対象から除く。))</b>	
	H23.3.19~H23.7.18~解説: 伊達市(ただし、他の定められた管理計画に基づき管理される原木シタケ(後段記載の対象から除く。))	
菌木ナメ(露地栽培)	<b>H23.3.19~: 露地栽培: 鹿嶋市、いわき市</b>	
	H23.3.19~4.25解除: 鹿嶋市、いわき市	
	<b>H23.4.26~: 本宮市</b>	
	H23.4.13~5.16解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、新地町	
	H23.4.13~5.23解除: 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
	<b>H23.5.19~: 二本松市</b>	
	H23.5.19~5.7解除: 二本松市(平成30年4月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成30年1月30日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)、鶴来村(平成25年3月1日付け指示により設定された待避困難区域を除く区域に限る。)	
キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H23.5.19~: 会津若松市(ムカシタケを除く)</b>	
	H23.5.19~H23.4.24解除: 会津若松市(ムカシタケを除く)	
	<b>H23.5.25~: 鹿嶋市(ムカシタケを除く)</b>	
	H23.5.25~H23.4.24解除: 西会津郡、(ムカシタケを除く)	
	H23.5.25~H23.4.24解除: 西会津郡、(ムカシタケを除く)	
	<b>H23.5.25~: 三島町</b>	
	H23.5.25~H23.4.24解除: 三島町(ムカシタケを除く)	
	<b>H23.5.25~: 鹿沼町</b>	
	H23.5.25~H23.4.24解除: 鹿沼町(ムカシタケを除く)	
キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H23.5.25~: 古川市</b>	
	H23.5.25~H23.4.24解除: 古川市(ムカシタケを除く)	
	<b>H23.5.25~: いわき市</b>	
	H23.5.25~H23.4.24解除: いわき市(ムカシタケを除く)	
	<b>H23.5.25~: 国見町</b>	
	H23.5.25~H23.4.24解除: 国見町(ムカシタケを除く)	
	<b>H24.4.19~: 鹿嶋市、磐梯町、三春町</b>	
	H23.5.19~5.30解除: 田村市	
	<b>H24.5.5~5.26解除: いわき市</b>	
	H24.5.5~5.26解除: いわき市(ムカシタケを除く)	
	<b>H24.5.13~6.21解除: 国見町</b>	
	H24.5.13~6.21解除: 国見町(ムカシタケを除く)	
	<b>H24.5.19~: 広野町</b>	
	H24.5.19~6.21解除: 広野町(ムカシタケを除く)	
	<b>H24.5.25~: 二本松市、大玉村</b>	
	H24.5.25~6.21解除: 二本松市(ムカシタケを除く)	
	<b>H24.5.25~: 鹿嶋市</b>	
	H24.5.25~6.21解除: 鹿嶋市(ムカシタケを除く)	
	<b>H24.5.25~: 鹿沼町</b>	
	H24.5.25~6.21解除: 鹿沼町(ムカシタケを除く)	
	<b>H24.5.25~: 田村市</b>	
	H24.5.25~6.21解除: 田村市(ムカシタケを除く)	
	<b>H24.5.25~: 天栄町</b>	
	H24.5.25~6.21解除: 天栄町(ムカシタケを除く)	
ワサビ(油において栽培されたものに限る。)	<b>H24.4.19~H23.7.18~解説: 伊達市(ただし、他の定められた管理計画に基づき管理されるワサビ(油において栽培されたものに限る。)は出荷制限の対象から除く。)</b>	
	H24.4.19~H23.7.18~解説: 伊達市(ただし、他の定められた管理計画に基づき管理されるワサビ(油において栽培されたものに限る。)は出荷制限の対象から除く。)	
ウド(野生のものに限る。)	<b>H26.8.14~: 鹿嶋市、宮城県、阿武隈町、宮城町、喜多方市、大玉村、天栄村、玉川村、西郷村、東郷村、中島村、鮫川村、古川村、三春町、小国町、大久保町、久慈郡、西会津町、喜多方市、北塙原村、西会津町、喜多方市、北塙原村、(ムカシタケを除く)</b>	
	H26.8.14~H26.8.19~解説: 鹿嶋市	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 宮城県	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 阿武隈町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 宮城町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 喜多方市	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 北塙原村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 西会津町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 喜多方市	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 天栄町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 中島村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 鮫川村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 古川村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 三春町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 小国町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 大久保町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 久慈郡	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 西会津町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 喜多方市	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 北塙原村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 西郷村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 東郷村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 天栄村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 中島村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 鮫川村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 古川村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 三春町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 小国町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 大久保町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 久慈郡	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 西会津町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 喜多方市	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 北塙原村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 西郷村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 東郷村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 天栄村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 中島村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 鮫川村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 古川村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 三春町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 小国町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 大久保町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 久慈郡	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 西会津町	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 喜多方市	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 北塙原村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 西郷村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 東郷村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 天栄村	
	H26.8.15~H26.8.19~解説: 中島村	
	H26.8.1	

福島県	出荷制限
クサンツツ(こごみ)	H28.5.8~: 福島市、桑折町 H24.5.1~: 福島市、伊達市、郡山市、三春町 H24.5.2~: 川俣町 H24.5.7~: 田村市、古殿町 H24.5.10~: 二本松市、大玉村 H28.5.20~: 那須町 H28.5.14~: 霞浦町、喜多方 H27.5.19~: 広野町
クサンツツ(こごみ) (野生のものに限る。)	H26.4.24~H29.1解除: 会津美里町 H27.4.30~: 南相馬市
コシアブラ	H24.5.8~: 福島市、二本松市 H24.5.7~: 那須町、白河市、喜多方市、会津若松市、猪苗代町、猪町 H24.5.10~: 伊達市、鹽谷町、大郷町、郡山市、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村 H24.5.14~: 霞宮町、いわき市、川棚町、石川町、天栄村 H24.5.17~: 鹿折町、猪苗代町 H28.5.7~: 鹿折町、北塙原村 H28.5.14~: 霞浦町 H28.5.20~: 三島町、川内村 H28.5.22~: 遠川町、阿賀町 H28.5.26~: 本宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H28.5.29~: 三春町 H28.5.8~: 会津松前町、鏡石町 H28.5.10~: 金山町 H28.5.16~: 霞浦町
コシアブラ (野生のものに限る。)	H28.4.26~: 西会津町 H28.5.6~: 只見町
ゼンマイ	H24.5.2~: いわき市、二本松市 H24.5.10~: 福島市 H24.5.24~: 川内村 H28.5.1~: 南相馬市 H28.5.14~: 霞浦町、喜多方 H28.5.16~: 霞宮町 H28.5.20~: 川内村 H28.5.10~: 那須町 H27.5.11~: 田村市
ゼンマイ (野生のものに限る。)	H28.5.14~: 広野町、大玉村
ウワミソウ (野生のものに限る。)	H25.5.24~: 霞宮町、喜多方
肝足虫類 カラノメ (野生のものに限る。)	H24.6.1~: いわき市、猪苗代町、伊達市、桑折町 H24.5.5~: 那須町、喜多方市 H24.5.7~: 那須町、白河市、猪町、新地町 H24.5.10~: 大玉村、西郷村 H24.5.14~: 川内村 H28.4.26~: 南相馬市 H28.5.14~: 広野町、霞ヶ原村、喜多方 H28.5.16~: 二本松市、吉田町、喜多方 H28.5.20~: 川内村 H28.5.26~: 本宮市、霞ヶ原町 H28.5.8~: 鏡石町 H28.5.10~: 田村市 H28.5.14~: 霞浦町 H27.5.5~: 喜多方 H28.5.16~: 霞浦町、猪苗代町 H28.5.18~: 天栄村 H24.4.4~: 福島市、川俣町、田村市、福島市、広野町 H24.4.10~: 伊達市、鹽谷町、郡山市 H28.4.11~: 霞浦町、喜多方 H27.4.26~: 南相馬市 H28.5.10~: 伊達市 H28.5.16~: 喜多方 H28.5.20~: 二本松市 H28.5.26~: 本宮市 H28.5.29~: 鏡石町 H28.5.30~: 田村市 H28.5.34~: 猪苗代町 H28.5.35~: 喜多方 H28.5.36~: 霞浦町
フキ	H27.5.5~: 喜多方
フキ(野生のものに限る。)	H28.5.16~: 霞浦町、猪苗代町
フキ/トウ (野生のものに限る。)	H24.4.4~: 福島市、川俣町、田村市、福島市、広野町 H24.4.10~: 伊達市、鹽谷町、郡山市 H28.4.11~: 霞浦町、喜多方 H27.4.26~: 南相馬市 H28.5.10~: 伊達市 H28.5.16~: 喜多方 H28.5.20~: 二本松市 H28.5.26~: 本宮市 H28.5.29~: 鏡石町 H28.5.30~: 田村市 H28.5.34~: 猪苗代町 H28.5.35~: 喜多方 H28.5.36~: 霞浦町
ワラビ	H28.5.10~H29.4.11解除: いわき市 (避難されるフタバは出荷制限の対象から除く。) H28.5.17~H27.4.15解除: 喜多方市 (避難されるフタバは出荷制限の対象から除く。) H28.5.17~H27.4.15解除: 那須町 (避難されるフタバは出荷制限の対象から除く。) H28.5.17~H27.4.15解除: 猪苗代町 (避難されるフタバは出荷制限の対象から除く。) H28.5.17~H27.4.15解除: 福島市 (避難されるフタバは出荷制限の対象から除く。) H28.5.17~H27.4.15解除: 福島市 (福島第一原発事故から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七鹿、原町区高倉字木森、原町区高倉字五合山、原町区高倉字行舟、原町区高倉字行舟並びに原町区大新字和田城の区域に限る。) H23.8.6~H27.8.19解除: 馬場字柳川、原町区馬場字栗原紳、原町区片倉字行舟並び原町区大新字和田城の区域を除く。) H24.6.6~H25.10.21解除: 国見町 H23.6.6~H24.7.11解除: 相馬市
ウメ	H23.8.2~H25.10.21解除: 福島市、伊達市、桑折町 H23.8.2~H25.10.21解除: 福島市、伊達市、郡山市、喜多方市、喜多方市 H23.8.6~H27.8.19解除: 福島市 (福島第一原発事故から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七鹿、原町区高倉字木森、原町区高倉字五合山、原町区高倉字行舟、原町区高倉字行舟並びに原町区大新字和田城の区域に限る。) H23.8.6~H27.8.19解除: 馬場字柳川、原町区馬場字栗原紳、原町区片倉字行舟並び原町区大新字和田城の区域を除く。) H24.6.6~H25.10.21解除: 国見町 H23.6.6~H24.7.11解除: 相馬市
ユズ	H23.3.29~: 福島市、南相馬市 H24.1.10~H27.1.29解除: いわき市 H23.3.21~H23.3.17解除: 桑折町 H23.10.14~H23.2.1解除: 伊達市
クリ	H23.8.26~H27.12.30解除: 二本松市 H24.10.12~H26.11.17解除: いわき市
キウイフルーツ	H23.12.9~H25.12.25解除: 南相馬市 (福島第一原発事故から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七鹿、原町区高倉字木森、原町区高倉字五合山、原町区高倉字行舟、原町区高倉字行舟並びに原町区大新字和田城の区域に限る。) H23.12.9~H25.12.25解除: 馬場字柳川、原町区馬場字栗原紳、原町区片倉字行舟並び原町区大新字和田城の区域を除く。)
小豆	H25.1.4~H25.3.13~解除: 福島市 (旧大里山村の区域に限る。)、南相馬市 (旧石井村の区域に限る。) H24.11.15~H25.11.7~解除: 南相馬市 (旧石井村の区域に限る。) H24.12.25~H26.3.13~解除: 須賀川市 (旧長沼町の区域に限る。)
大豆	H25.1.4~H26.3.13~解除: 須賀川市 (旧高野村の区域に限る。) H25.1.4~H26.10.7~解除: 岩手町 (旧高野村の区域に限る。) H25.1.4~H25.5.8~解除: 二本松市 (旧小野村及び旧川村の区域に限る。)、大玉村 (旧玉井村の区域に限る。) H25.1.4~H25.10.7~解除: 桑折町 (旧伊連崎村の区域に限る。) H25.2.18~H25.7.10~解除: 福島市 (旧立子山村の区域に限る。) H25.3.5~H25.7.10~解除: 福島市 (旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) H25.3.25~H25.7.10~解除: 福島市 (旧庭塚村の区域に限る。) H25.1.4~H25.5.17~解除: 本宮市 (旧和木沢村 (白沢村) の区域に限る。) H25.12.18~H25.6.2~解除: 南相馬市 (旧太田村の区域に限る。) H26.12.17~H27.6.23~解除: 本宮市 (旧白岩村に限る。) H26.12.17~H28.3.25解除: 本宮市 (旧白岩村に限る。) H26.12.17~H28.3.25解除: 大玉村 (旧大山井村に限る。)
穀類 米 (平成23年度)	H28.1.17~: 福島市 (田村井町の区域に限る。) H28.1.29~: 霞浦市 (田村井町及び田村井町の区域に限る。) H23.12.26~: 二本松市 (吉田地区の区域に限る。) H23.12.26~: 那須町 (田村井町及び田村井町の区域に限る。) H28.1.19~: 伊達市 (田村井町の区域に限る。) H24.1.4~: 伊達市 (田村井町の区域に限る。)

※■の箇所は、出荷制限の対象。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年3月6日現在

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年3月6日現在

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年3月6日現在

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年3月6日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の実績・平成30年3月6日現在

福島県	摂取制限
<b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b>	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
<b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b>	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
<b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b>	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町
	新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
野菜	H23.4.13～：飯館村
<b>H23.9.6～： 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</b>	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
アブラナ科の花茎類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.4.20～：全域
	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
水産物	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
肉	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)

※□の箇所は摂取制限の対象